

受付	個人質問	第	号
	令和 年 月 日	時	分

一般質問＜個人＞発言通告書

令和4年11月15日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 大島令子

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質問事項及び要旨	備考
1	<p>ペーパーレス化に伴い情報公開は進むのか</p> <p>本市は開かれた行政を目指して、平成11年4月から情報公開制度をスタートしている。制度の目的は市民の「知る権利」を尊重し、市の機関が保有する情報の公開を図り、市民と市の信頼関係、協力関係の増進に寄与することを目的としている。</p> <p>この目的達成の一つとして「情報コーナー」を庁舎内3か所に設置して市が発行している印刷物（予算書、決算書、総合計画、ながくての統計、議会会議録、各種計画など）の資料を、市民は自由に閲覧できるようにしている。そこで現在、市が取り組んでいるペーパーレス化により今後どのような形で市民に情報を提供するのか以下伺う。</p> <p>(1) 資料として予算書、決算書があるが来年度から印刷して製本しないと聞いている。どのような形で提供するのか。</p> <p>(2) 議会会議録は現状のままで公開を継続することとしているが、その他の付属機関等の会議録はどのようにするのか。</p> <p>(3) 総合計画、統計、各種計画などはどのように閲覧できるようにするのか。</p> <p>(4) 質問に先立ち3か所の情報コーナーを見たが市役所1階ロビーに情報コーナーは無く、2階財政課前は予算書、決算書のみであった。このような事態を放置しているこ</p>	

	<p>とは問題である。絵に描いた餅の状態でもとても残念であり情報公開の後退を感じる。情報公開の取り組みを積極的に行うべきであるがどうか。</p>	
2	<p>みんなでつくるまち条例（みんまち条例）に即した市政運営は行われているのか</p> <p>みんまち条例が施行されてから4年目を迎えている。そこで以下の点について伺う。</p> <p>(1) この条例の第21条では「市民及び市は、5年を超えない期間ごとにこの条例に沿ってまちづくりが行われているかについて検証する」とある。市長は来年9月に任期を迎えるが条例に則した市政運営のために続投するのか、次期の進退はどのようなか伺う。</p> <p>(2) 条例施行後、市民参加の原則で行った事業にどのようなものがあるか。</p> <p>(3) 以下の事業について、条例に則した事業の遂行すなわちまちづくりが行われているか。また今後行う上でどのように市民参加の原則が取り入れられるのか伺う。</p> <p>ア 図書館の指定管理方針について</p> <p>イ 香流苑跡地の利用について</p> <p>ウ 古民家について</p> <p>エ 古戦場ガイダンス施設の設計変更について</p>	
3	<p>ジブリパーク開園は市の歳入などにどの程度影響があるのか。</p> <p>(1) ジブリパークは愛知県が建てたものだが県有資産等所在市町村交付金はどのようなか。</p> <p>(2) 運営会社からどのような収入が見込まれるのか。</p> <p>(3) リニモの運営会社である、愛知高速交通（株）はジブリパーク開園による乗客数の増加とこれによる収入増をどの位を見込んでいるのか伺う。</p>	